

ぱあとなあひろしまだよ

2008年度 都道府県「ぱあとなあ」担当者会議に参加して

委員長 坂田 久典



ぱあとなあ会員の皆様におかれましては、急増する後見依頼の対応にご理解いただき感謝しております。平成20年11月22・23日に東京で開催された標記会議についてご報告させていただきます。

権利擁護研究部会からの報告

1. 成年後見制度利用支援事業に関すること

介護保険法における「地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発0609001号)」により実施されている本事業について、以下のように対象範囲が拡大されました。

(平成20年10月24日 厚労省老健局計画課長 事務連絡 より一部抜粋)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

下線部分が今回の事務連絡のポイントです！

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

申し立て費用、後見人報酬等に対する補助事業

登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等

成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動

(1) パンフレットの作成・配布・・・印刷製本費、役務費、委託料費等

(2) 説明会・相談会の開催・・・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費が補助の対象となる。

・各市町の予算的なこともありますが、適用されるケースがありましたら積極的に活用しましょう

2. 在宅高齢者虐待対応等専門職チームに関すること

全国で23の府県において標記専門職チームが設置されており、2009年度に4県が設置予定、検討中が16都道府県となっています。各県弁護士会とぱあとなあに登録する社会福祉士が中心となり全国に拡大しております。

広島においてはまだ設置されていませんが、ぱあとなあと地域包括ケア推進委員会の協力のもと、チーム設置に向けて県弁護士会との連携強化を目指した活動が予定されています。

成年後見研修部会からの報告

1. 2009年度成年後見人養成研修

本部では従来の通信形式による養成を廃止し、再履修対象者と地理・日程上受講出来ない会員を5日間の集合研修方式として2010年、1～3月に東京で実施する予定です。

2009年度も広島での養成研修の実施を予定しておりますので、新規受講者の確保とスタッフとしてのご協力をお願いします。

成年後見実務部会からの報告

1. 「任意後見契約の締結に伴う任意代理契約の締結前報告実務ガイドライン」について

任意後見契約に伴う任意代理契約を締結する場合、契約当事者がばあとなあに対して契約前に下記2種の報告書を提出することになりました。当事者とばあとなあが情報を共有し、「第三者からの疑念を抱かれない公明正大な適切な契約」であることをばあとなあが担保しているということを第三者に対して示していくことを目的としています。このようにすることで、任意代理契約に基づく活動上生ずる可能性のあるリスクをできるだけ減らし、事故等を未然に防いでいくことを目指しています。

任意代理、任意後見契約事前協議報告書（様式1）

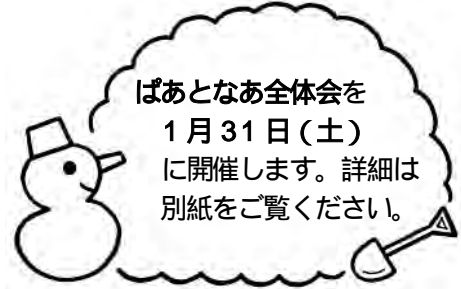
；任意代理・任意後見の相談または依頼が受任候補者にあった時点で提出

任意代理、任意後見契約前報告書の提出（様式2）

；契約書（公正証書）の下書きが完成

した時点で提出

契約後については、従来のばあとなあ活動報告に従い、所定の様式で行います。



以上、紙面上詳しくはご報告出来ませんが会員の皆様には、1月31日の全体会に参加していただき質問やご意見をいただければ幸いです。

第2期成年後見人養成支部委託研修が終了しました。

11月30日をもって5日間の養成研修が終了し、広島支部では31名の方々が受講終了しました。最終日は今後の成年後見活動について活発な意見交換がなされ、修了者全員がばあとなあ名簿登録手続きをおこないました。現在 名簿登録者は131名となりました。

全研修が終わるやいなや、家庭裁判所から候補者推薦依頼の来ている案件について受講修了者に紹介され、7名の方々が受任の意向を示し、早速後見活動を開始している会員もおられます。

後見人推薦依頼数急増！

平成20年度になってから、家庭裁判所よりばあとなあひろしまへ32件の後見人等推薦依頼が来ています。後見活動において社会福祉士が求められていることの現われでしょう。

広島家裁が示した平成19年1月から12月までの統計によると、成年後見関係事件の「成年後見人等と本人の関係」では全体の7.5%が社会福祉士（全国データでは5.3%）、司法書士が8.1%、弁護士が3.4%となっています。



初めて受任される会員のために **サポート体制** を作りました！

初めての受任は、皆 不安なものです。不安を少しでも解消できるよう、初めて受任される方には、経験ある会員をサポート者として必ず一人つけることにしました。困ったとき、解らないときにはいつでも担当のサポート者に電話・メールしてみてください。

「これまで、受任したことなかったけど、サポート者が見つくのなら・・・」と思われる方、いつでも事務局までご連絡ください！



< 定例勉強会 > (広島) 南区役所別館南区地域福祉センター
(尾道) 尾道市総合福祉センター

第3火曜日 19:00～
第3火曜日 19:00～

《 お知らせ 》
広島北方面ばあとなあ勉強会（試行）を
1月28日（水）19時より
安佐北区総合福祉センターで開催予定です。
お近くの方どうぞご参加くださ～い！



ばあとなあひろしまでは毎月第3火曜日に上記の
場所で定例勉強会を開催しています。

ばあとなあ会員ならどなたでも参加できます。

是非、のぞいてみてください。

成年後見制度に関する研修会、勉強会、相談会に
講師等を派遣しますので、ご相談ください。